

子ども手当から児童手当にかわります

平成24年4月から「子ども手当」にかわり「児童手当」が支給されるようになります。

平成24年3月31日現在で子ども手当の認定を受けている方は、自動的に児童手当の認定が行われます。

■支給対象となる方
 中学校卒業（15歳になった後、最初の3月31日）までの児童を養育している方

■支給一覧表

対象年齢	支給額
3歳未満	15,000円
3歳以上	10,000円
小学校終了前	15,000円
中学生	10,000円

■手当月額 支給一覧表

■支給月
 6月(2)～5月分
 10月(6)～9月分
 2月(10)～1月分

■所得制限

平成24年6月から所得制限が適用されます。

■所得制限一覧表

扶養親族の数	所得額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

※制限以上の方は「特例給付」として、児童1人につき月額5千円が支給されます。

■現況届

児童手当を受給中の方は毎年6月中に現況届の提出が必要です。対象者には「現況届」を送付します。

〈添付書類〉

①受給者の健康保険証のコピー（国民健康保険加入の方は不要です）

②【平成24年1月2日以降に本市に転入された方】
 前住所地で取得した平成24年度所得証明書（児童手当用）

（市町村により取得できる時期が異なりますので事前にお問い合わせください。）

〈提出期限〉 6月29日（金）
 ※現況届の提出がない場合は支給が受けられなくなり、必ず提出してください。

■お問い合わせ

子育て支援担当
 （内線173・174・175・179）

特別児童扶養手当・特別障害者手当等の額の変更

平成23年全国消費者物価指数の実績値（対前年比で0.3%の下落）に応じて、平成24年度の手当額が「児童扶養手当法」による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」の規定により、次のとおり変更されます。

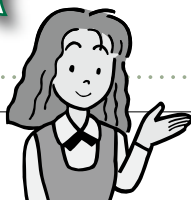
8月上旬に対象者の方へ、市から届出用紙を送付しますので、指定期日までに提出をお願いします。

所得状況届の提出がない場合には、8月以降の手当が差し止められることもありますのでご注意ください。

■お問い合わせ

障がい福祉担当
 （内線183）

特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の受給には、所得制限があります。これらの手当を受給している方は、毎年、所得状況届を提出していただく必要があります。



	平成23年度 平成24年 3月分まで	平成24年度 平成24年 4月分から	支給月
特別児童扶養手当（1級）	50,550円	50,400円	4・8・11月
特別児童扶養手当（2級）	33,670円	33,570円	
特別障害者手当	26,340円	26,260円	2・5・8・11月
障害児福祉手当	14,330円	14,280円	2・5・8・11月

※特別児童扶養手当は、平成24年8月支払（平成24年4月分～7月分）から変更になります。

※特別障害者手当・障害児福祉手当は、平成24年5月支払（平成24年2・3月分は変更前の額、平成24年4月分は変更後の額）から変更になります。